

# 【大田区関連施策】

## ●まずは身の回りの地震対策から始めましょう

### ○ 家具の転倒や落下を防止する措置をとる

家具と壁や柱の間に空間をつくらないようにしましょう。またL字型金具や連結用金具、家具の転倒防止シートなどを利用して転倒や落下を防ぎます。

### ○ 家具を安全に配置する

できるだけ人の出入りが少ない部屋に家具をまとめましょう。寝る部屋に家具を置く場合は、体の上に倒れてこないように配置し、転倒防止策をとりましょう。また、棚の上にはあまりものを置かないようにしましょう。

### ○ 棚の中の収納を工夫する

本棚や食器棚に収納する際には、重いものを下に、軽いものを上に収納すると、家具が倒れにくくなります。

### ○ 電気の安全確認

避難する際は、電化製品のプラグを抜き、ブレーカーを落としましょう。また、感震ブレーカーも有効です。強い揺れにより自動的に電気の供給を遮断するもので、通電時の出火を防ぐことができます。



### ○ 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの支給

所得制限・年齢要件を満たす世帯を対象に、家具転倒防止器具・感震ブレーカーの支給と取り付けを行っています。

### ○ 防災用品のあっせん

ご家庭に必要な防災用品（非常用持出品・食料・簡易トイレ・家庭用消火器・住宅用火災警報器など）を、年間を通じてあっせんしています。

【防災に関するお問い合わせ先】

大田区 防災危機管理課 管理担当

☎03-5744-1235 FAX03-5744-1519

助成・あっせん事業等については、以下よりご確認ください。



## ●建物の倒壊に備えましょう

### 旧耐震基準の建築物は耐震性に不安があります

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した、いわゆる旧耐震基準と呼ばれる建築物は、地震の揺れに対する強度が不足している可能性が高くなっています。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の建物が大きな被害を受けました。



地震により建物が倒壊した様子  
写真提供 神戸市

## 大田区の耐震化助成事業

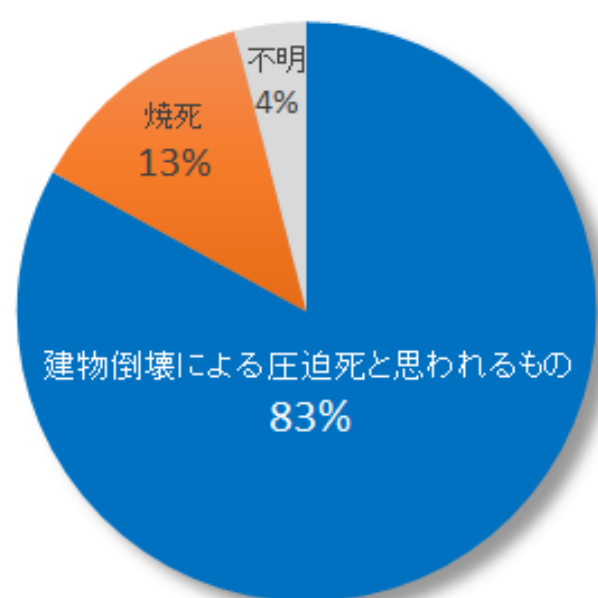
### 旧耐震建築物の耐震化助成事業

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物（旧耐震建築物）の耐震診断・設計・補強工事などに係る費用の一部を助成します。

### 木造住宅耐震コンサルタント派遣制度

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造住宅（旧耐震建築物）の耐震化に関する相談・ご自宅の簡易診断・除却助成に必要な書類の作成を無料で行います。

### ※阪神・淡路大震災の死因



「神戸市内における検死統計」  
（兵庫県監察医、平成7年）より作成

### 分譲マンション耐震化アドバイザー派遣制度

耐震診断や耐震改修工事に関して広範な知識と経験を有する一級建築士が現地調査し、理事会などの集会に報告を行い、分譲マンションの耐震化に関する助言などを無料で行います。

### 耐震シェルター等設置助成事業

東京都都市整備局が公表している耐震シェルター・耐震ベッド等の設置経費の一部を助成します。

【耐震化事業に関するお問い合わせ先】

大田区 防災まちづくり課 耐震改修担当

☎03-5744-1349 FAX03-5744-1526

他の助成事業等、詳細については、こちらよりご確認ください。



【この資料に関するお問い合わせ先】 大田区 防災まちづくり課 市街地整備担当 ☎03-5744-1338 FAX03-5744-1526

【東京都お問合せ先】 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 防災計画担当 ☎03-5320-5142